

歯科保健対策の概要について

歯科保健対策は、従来、むし歯予防に重点が置かれ、むし歯の好発時期である小児期を中心に歯科健康診査などが行われてきたが、近年は歯周疾患予防にも重点がおかれ、成人と高齢者に対する歯科保健事業の推進が図られている。

(1) 歯科疾患の予防に対する普及啓発

各都道府県や市町村において下記のようなものを中心に事業が展開されている。

1) 8020 運動等

平成元年に、国民の歯の健康づくりを推進していく一環として、80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標とした「8020 運動」が提唱され、8020 運動推進特別事業等の活用により、8020 運動等歯科保健対策を推進しているところ。

また、平成 12 年には、21 世紀における国民健康づくり運動（「健康日本 21」）課題の 1 つとして、「歯の健康」に関する基本方針や目標が設定され、平成 19 年には、「新健康フロンティア戦略」において、今後、国民が自ら取り組んでいくべき 9 つの分野の 1 つに歯の健康づくり（歯の健康力）が位置づけられた。

2) 歯の衛生週間

毎年 6 月 4 日から 10 日まで行われており、その目的は、歯の衛生に関する正しい知識を普及するとともに、歯科疾患の予防の徹底を図ることにより、国民の健康を増進することである。

3) 母と子のよい歯のコンクール

厚生労働省と日本歯科医師会が主催し、昭和 27 年当時、母子歯科保健の一層の推進のために設置されたものである。その後毎年実施されている。

4) 全国歯科保健大会

本大会は、全国から歯科保健事業関係者の参加を求め、歯科保健の当面する諸問題について研究討議を行うなど、わが国の歯科保健事業の一層の推進を図るためのもので、昭和 55 年に第 1 回が開催され、以来、各都道府県の持ち回りで毎年開催されている。

(2) 母子歯科保健

母子歯科保健対策としては、乳幼児に対する口腔診査・保健指導が実施されてきた。3 歳児及び 1 歳 6 か月児歯科健康診査結果における、1 人平均う歯数は、着実に減少傾向を示している。

(3) 学校歯科保健

学校における歯科保健対策としては、幼児、児童、生徒などに対して、歯及び口腔の健康診断が行われているが、文部科学省の学校保健統計では、12歳児の一人平均歯数は減少傾向にあるなど、口腔内の状況は改善されてきている。

(4) 成人・高齢者の歯科保健

老人保健法の保健事業として、昭和62年度から、「歯の健康」を重点とする健康教育と健康相談が導入された。その後、平成7年度から11年度まで歯周疾患検診が総合健康診査の中で行われ、12年度からは独立した検診として実施された。なお、歯周疾患検診は、平成20年度から、健康増進法に基づく健康増進事業として実施されているところ。

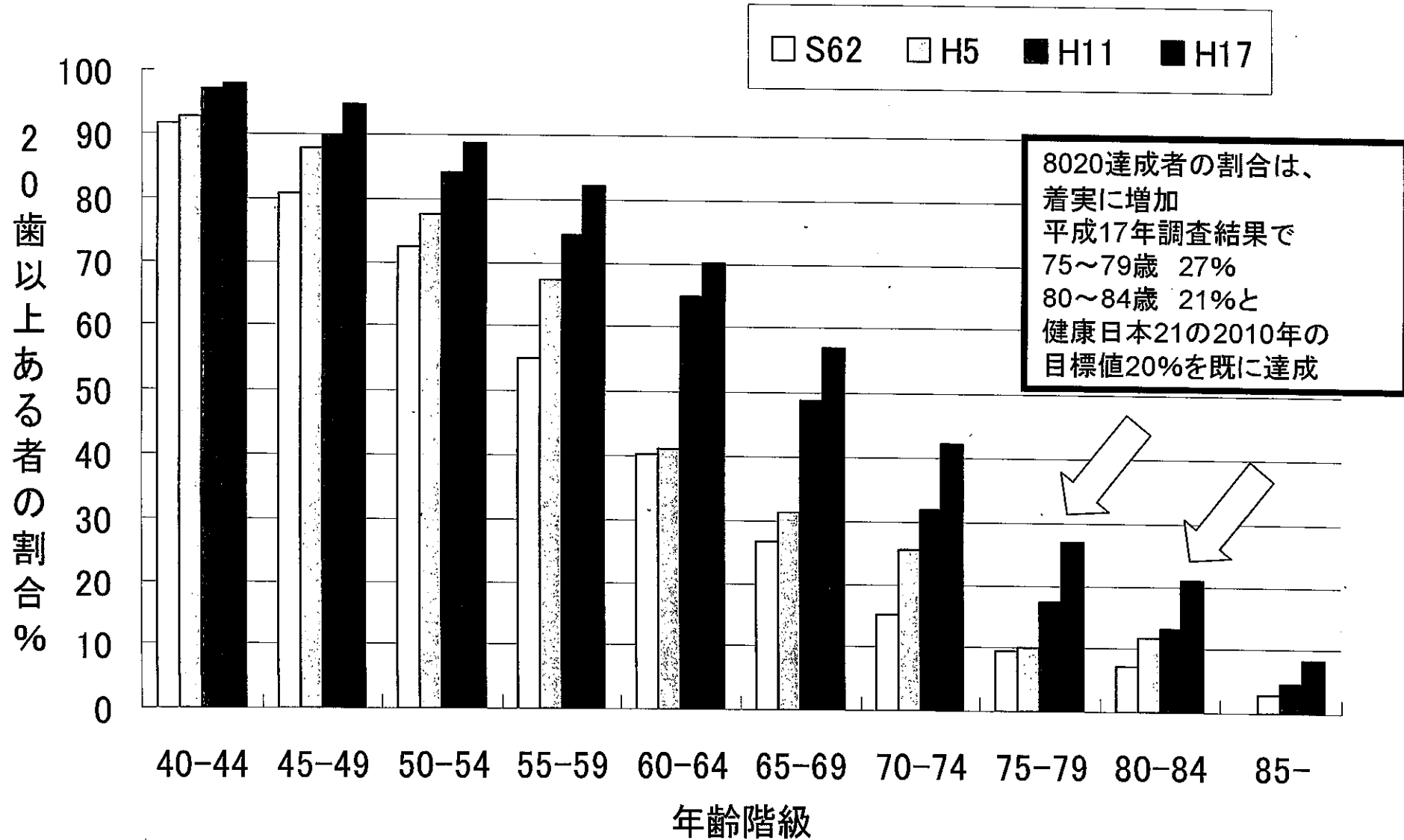
また、平成18年度から介護予防の一環として、口腔機能の向上サービスが提供されており、さらに、在宅歯科保健医療を推進していく観点から、平成20年度から「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」及び「在宅歯科診療設備整備事業」を実施しているところ。

(5) 歯科疾患実態調査

本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和32年に第1回が実施され、以来、6年毎に実施し、直近では平成17年に調査が行われたところ。本調査により8020達成者の割合等が把握されている。

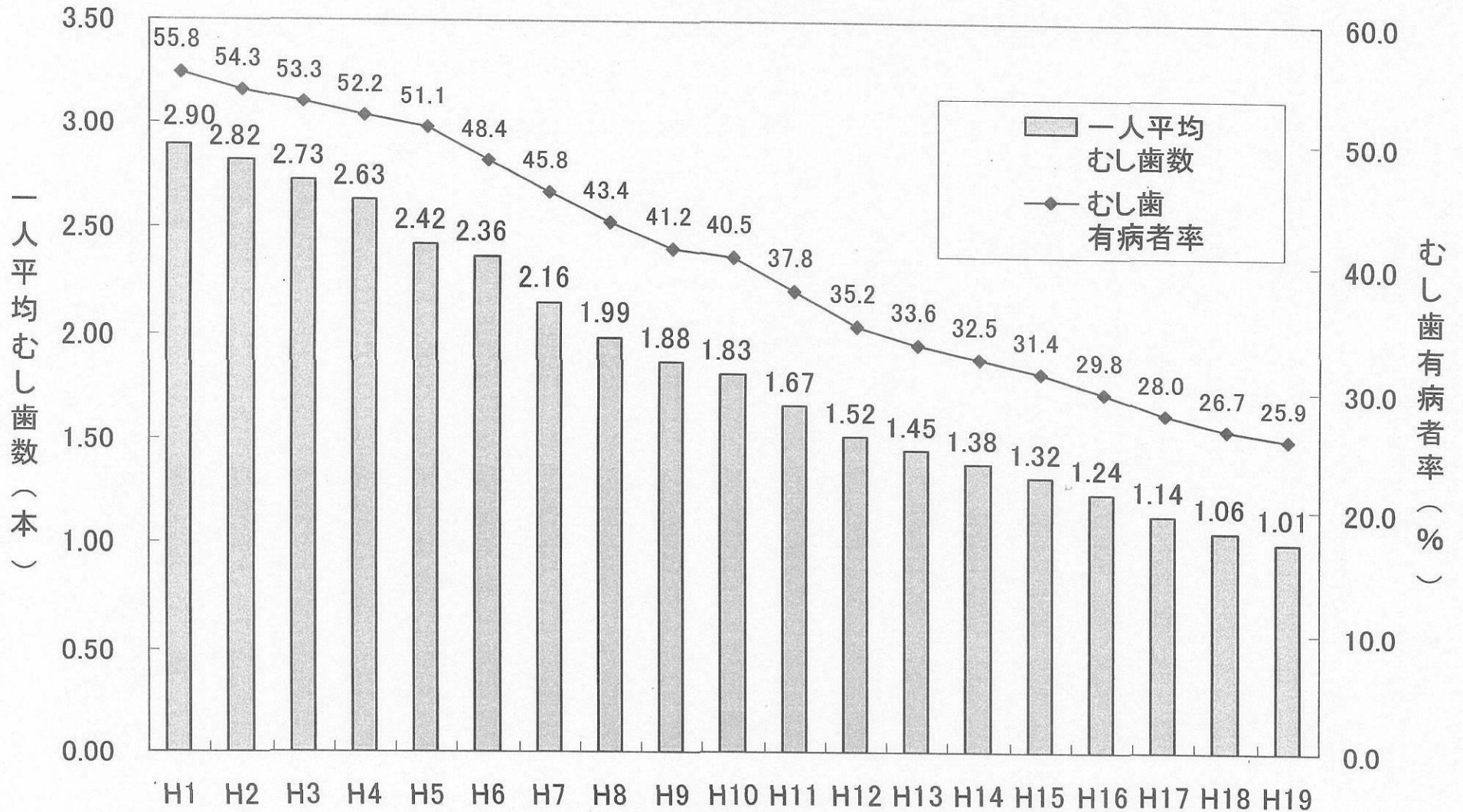
20歯以上の歯を有する者の割合の推移

厚生労働省 歯科疾患実態調査結果



3歳児歯科健康診査の結果の推移

むし歯数は、2.90本(平成元年)→1.01本(平成19年)と年々減少している。



(母子保健課調べ)